

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書

(議決日10月8日)

我が国では、近年、全国各地で、豪雨、暴風、地震など、気候変動の影響等による自然災害が頻発化・激甚化している。本県においても、平成24年熊本広域大水害、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨などにより、県内各地で甚大な被害が発生している。

このような自然災害に事前に備え、国民の生命・財産を守る、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要性が増しており、ハード・ソフト両面から対策の推進が急務となっている。

こうした状況を受け、国においては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策と併せて、平成31年度、緊急自然災害防止対策事業を創設していただき深く感謝する。

この制度は、河川（護岸、堤防等）、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、農業水利施設、港湾・漁港防災などのうち、国庫補助の対象とならない地方単独事業を対象とし、令和2年度までの時限措置として、特別な財政措置を講じていただいております。本県及び県内市町村においても、本制度を積極的に活用することにより対策を強化している。

しかしながら、緊急自然災害防止対策については、対策を講ずべき箇所が多いため、令和2年度までの取組で完了できるものではなく、長期的かつ計画的な取組が必要である。

加えて、令和2年7月豪雨により、甚大な被害を受けた本県及び県内被災市町村においては、被災箇所の早急な復旧が急務であるため、今年度、緊急自然災害防止対策事業に取り組むことが困難な状況もある。

よって、国におかれては、令和3年度以降も、引き続き、緊急自然災害防止対策事業を継続し、対策に必要な予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、国土強靱化担当大臣

議員提出議案第2号：軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

(議決日10月8日)

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成24年3月末まで3年間の期限が設けられて以降、3回にわたり延長されてきたところであり、令和3年3月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除の特例措置により、本県の農林水産業、船舶を使用する事業、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定が図られてきたと言える。

平成28年4月に発生した熊本地震からの復興に県民一丸となって取り組んでいる中、新型コロナウイルス感染症による地域経済活動への影響も顕在化しており、さらに、令和2年7月豪雨により

甚大な被害が生じたところである。

このような状況の中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、課税免除対象事業者の経営環境が悪化し、地域経済に更に大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、地域経済を支える産業の衰退を招くことがないよう、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、令和3年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣
国土交通大臣

議員提出議案第3号：被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

(議決日10月8日)

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。平成11年から運用が開始され、これまで平成16年、平成19年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られてきた。

しかしながら、その後も平成28年熊本地震をはじめ、大規模な自然災害による被害が頻発しており、本県においても甚大な被害が発生した令和2年7月豪雨では多くの方が被災され、日常生活を取り戻すことができない状況が続いている。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められている。現在、国においても、被災者生活再建支援法の一部改正により、被災者生活再建支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯(「中規模半壊世帯」(仮称))を追加する検討が進められている。

これは今回の豪雨災害から対象にされるものと伺っており、これまでの要望に対し、一定の前進があつていることを評価したい。

しかし、住民の生活安定と被災地の速やかな復興により資するためには、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。
- 2 支援対象となる世帯の範囲については、同一災害であれば全ての被災世帯が対象となるよう、災害の態様に応じた柔軟な対応を可能とすること。
- 3 大規模災害の発生による都道府県の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法人が支給する支援金の額に対する国庫補助率の引き上げ等、特段の措置を講じること。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（防災）

議員提出議案第4号：新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の充実を求める意見書

（議決日10月8日）

本県における新型コロナウイルスの新規感染者数は、7月から9月初旬までの間はクラスターが相次いで発生したこともあり拡大傾向にあったが、足元では落ち着きが見られ始めている。

現在、季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築が進められているが、引き続き、ハイリスクの「場」やリスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続し、安心安全な県民生活につなげていくことが必要である。

そのための一方策として、感染拡大地域等における医療機関や高齢者施設等の職員や入院・入所者全員を対象とした、一斉・定期的な検査の実施などが求められているが、これを実現するには、検査体制のさらなる充実が不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 医師会や医療機関がPCR検査センターを設置した際の運営費に対する支援制度を構築すること。
 - 2 PCR検査を行う検査技師の育成支援について、長期的な視野に立った取組を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

委員会提出議案第1号：熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

（議決日10月8日）

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 観光戦略部に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

（公布日10月13日）

委員会提出議案第2号：私学助成の充実強化等に関する意見書

(議決日10月8日)

熊本県の私立学校は、建学の精神に基づき特色ある教育を展開し、本県教育の発展に大きな役割を果たしている。

近年、グローバル化や急速な情報化、技術革新による社会的変化の影響により、子供たちの成長を支える教育の在り方も新たな段階に直面しており、各私立学校は、国の進める教育改革に的確に対応することが求められているが、少子化等の影響もあり、私立学校の経営は極めて厳しい状況にある。

また、子供たちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味でも、高等学校等就学支援金制度のさらなる充実等、私立中学・高等学校に通う生徒に対する経済的支援の拡充強化を通じた、保護者の学費負担に係る公立学校との格差の改善は喫緊の課題である。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対策として、私立学校が対応すべき遠隔授業の取組、新しい生活様式のための様々な設備対応等も重要な課題である。

さらには、地震等の災害発生時に地域の緊急避難場所としての役割も期待される私立学校の非構造部材等を含めた耐震化の促進にさらなる支援が必要であり、また、令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した生徒の就学機会の確保のため長期的な支援が必要である。

我が国の学校教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という新しい時代の要請にも応え得るものである。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、より一層の充実を図られるとともに、新型コロナウイルス感染症対応に係る支援及び学校施設の耐震化に係る支援並びに令和2年7月豪雨災害により被災した生徒に対する支援について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

委員会提出議案第3号：川辺川ダム建設を含む球磨川流域の抜本的治水対策に関する意見書

(議決日10月8日)

令和2年7月、線状降水帯の停滞による集中豪雨が、球磨川流域を中心に襲い、死者65名、行方不明者2名、住宅被害8,800戸超など、未曾有の激甚災害となった。

また、球磨川流域では、道路橋15橋、鉄道橋3橋が流失、崩壊し、交通、生活インフラは完全に麻痺状態となった。

今なお、700余名の方々は、厳しい避難所暮らしを強いられている。

これまで、この流域においては、昭和40年7月に、「球磨川大水害」と呼ばれる戦後最大の水害が発生し、これを契機に、川辺川ダム建設計画が策定され、昭和44年に建設事業に着手され、様々な課題を克服し整備が促進され、代替地整備、付替道路、仮排水トンネル等が既に完成している。

しかし、その後、幾度の変遷を経て、相良村長（当時）、人吉市長（当時）のダム反対表明を受け、平成20年9月に蒲島熊本県知事が川辺川ダム計画を白紙撤回され、翌21年9月前原国土交通大臣（当時）がダム本体工事中止を発表され、今日までダムによらない治水対策が協議されてきた。しかし、この12年間において、様々な施策が議論されたが、抜本的な治水対策が講じられるには至らなかった。

この度の豪雨災害を踏まえての球磨川豪雨検証委員会では、仮に川辺川ダムが存在した場合、人吉への洪水の流量が最大で4割程度抑えられ、洪水被害を軽減できた可能性があったとしている。

この豪雨災害の復旧復興に明け暮れる流域市町村では、安全安心が確保できる治水対策が講じられなければ、まちづくりは進まず、住民の生活再建を描くことすらできない。

流域市町村では、先般川辺川ダム建設促進協議会を開催し、全ての市町村が完全一致、足並みを揃え、川辺川ダムを含む抜本的な治水対策を講ずるよう決議され、今回、本県議会に対して、その促進を図るべく請願書が提出された。本議会としては、それらを重く受け止め採択したものである。

よって、国におかれては、流域住民が、安心して日々の生活が送れるよう、また、今後とも継続安定して経済活動が営まれるよう、川辺川ダム建設を含む球磨川流域の科学的、客観的で抜本的な治水対策をスピード感をもって講じられるよう強く要望する。

あわせて、国及び県の方針に翻弄され続け、その下流域のために苦渋の決断をされた五木村などには、最大限の尊重を図るべきであり、引き続き強力な支援を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、国土強靱化担当大臣